

議員提出議案第14号

さいたま市歯科口腔保健の推進を図り市民を笑顔にする条例の制定について
さいたま市歯科口腔保健の推進を図り市民を笑顔にする条例を次のように定める。

平成24年10月19日提出

提出者	さいたま市議会議員	高柳俊哉
	同	原田健太
	同	小川寿士
賛成者	さいたま市議会議員	西山幸代
	同	武田和浩
	同	小柳嘉文
	同	浜口健司
	同	伊藤 仕

さいたま市歯科口腔保健の推進を図り市民を笑顔にする条例

市民にとって、歯科口腔保健は食べる、話す、笑うなどの市民の健康を保つ上でとても重要です。また、全身への健康に及ぼす影響に関する研究結果が明らかになっています。歯科口腔保健は、周産期における適切な啓蒙に始まり、乳幼児期からの確実なう蝕予防、歯の喪失防止や口腔がん対策のための成人期以降の歯科健診・保健指導等の整備、障害者・要介護者等への歯科医療体制の提供、生活習慣病等への対策など、生涯を通じて、継続して推進していくことが必要です。

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、さいたま市民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）に関し、基本理念及び基本計画を定め、市、歯科保健医療従事者、事業者・保険者、市民の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる市民の健康の保持と推進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯科口腔保健を推進する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

市民が、生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに取り組み、生活習慣病と密接な関係にある歯及び口腔の疾患（以下「口腔疾患」という。）を早期に発見し治療を受けることを促進すること。

周産期も含め、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり口腔とその機能の状態及び口腔疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

保健、医療、社会福祉、教育、労働衛生その他の関連分野における施策相互の連携を図り、協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、歯科口腔保健の施策を推進するに当たっては、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に関わる業務に従事する者及びこれらの業務を行う機関との連携及び協力に努めるものとする。

3 市は、事業者、医療保険者その他のものが行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（歯科保健医療従事者の責務）

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療及び保健指導に関わる職務に携わるものは、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力し、他職種との連携に努め、良質な歯科口腔保健医療を提供するよう努力しなければならない。

（事業者、保険者の責務）

第5条 事業者は、少なくとも年1回事業所歯科健診および歯科保健指導を行うことにより、その事業所においても雇用する従業員の就業環境を良好に維持するため、従業員に対する歯科健診の機会を設けるとともに、適宜歯科保健指導を行うように努力するものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活

において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本計画策定等)

第7条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる基本的な施策を計画的に実施するものとする。

市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策

市民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。

)を推進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策

障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策

幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のう蝕罹患状況の個人間格差の是正を図るために必要な施策

かかりつけの歯科医師等の機能を活用することにより、う蝕、歯周疾患、外傷その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたり口腔機能を保持するために必要な施策

妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進及び児童虐待の早期発見等の促進に必要な施策

歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策並びに喫煙による影響対策の推進に必要な施策

歯科口腔保健に関する施策の推進を図るため、市民に対する歯科口腔保健に関する相談業務等の実施及び歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う体制の整備

以上の施策を着実に実行するため、市民に対して歯科口腔保健の推進に関しての広報の充実、情報収集と提供、口腔保健支援センターの設置など、必要とされる歯科保健サービスを提供する施策

前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健を推進するために必要な施策
(意見聴取)

第8条 市長は、前条に掲げる施策を定めるに当たっては、市民、歯科医療等業務に従事する者その他の者の意見を聞くために必要な措置を講ずるものとする。

(歯と口腔の健康づくり市民委員会の設置)

第9条 市は、広く市民の意見を聴取し、市民の歯科口腔保健を推進するために、「歯と口腔の健康づくり市民委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療および保健指導に係る業務に従事する者並びに、市民から公募する。

3 応募資格は、幼児から高齢者までの市内在住者および勤務者とする。

4 委員会の全体的な運営に関することは、委員会で決定する。

5 委員会は、歯科口腔保健を推進する施策や催事などを検討し、開催する。

6 委員会は、委員会で検討され、必要と認める重要な事項について市長に建議する。

7 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくり市民委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。